

## K-Friends 職員就業規則

(定義)

第1条 この就業規則は(以下「規則」という。) K-Friends(以下「クラブ」という。)の  
職員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めたものである。

(遵守)

第2条 職員は法令に定められた場合の外は、この規則に従うものとする。

(法令の準用)

第3条 労働基準法及びその他の法令により守らなければならない当然の事項は、特に必要  
ある場合の外この規則に記載することを省略する。

(サービスの原則)

第4条

- 1 職員はクラブの公共的使命を自覚し、信用を重んじ、确实を旨とし、常に自己の職務に  
精励し、クラブの発展に寄与しなければならない。
- 2 職員はクラブの規則および業務上の命令を遵守し、クラブに不利益を与えたり就業環境  
を害さないこと。
- 3 職員は正当な理由なく、無断欠勤および遅刻、早退をしないこと。
- 4 業務上の都合により、担当業務の変更または他の部署への変更を命ぜられた場合は正当  
な理由なく拒まないこと。
- 5 消耗品は常に節約し、備品等は丁寧に取扱い、その保管には十分注意をすること。
- 6 クラブの許可なく、業務以外の目的でクラブの施設、器具、備品、帳簿、書類等を使用  
しまたは持ち出さないこと。
- 7 不正不義の行為によりクラブの対面を傷つけ、またはクラブの名誉を汚したり、信用を  
失墜するようなことをしないこと。
- 8 在職中または退職後においても、業務上の秘密事項のほか、クラブの不利益となる事項  
をもらさないこと。
- 9 クラブ名で、他の取引先との間で、私事に関する金銭取引をし、または保証しないこと。
- 10 クラブが必要に応じて、理由を明示して行う所持品検査に従うこと。

(勤務)

第5条 職員は所定の始業時間前に勤務体制を整備し、始業時刻に勤務を開始できるよう  
出勤しなければならない。

勤務時間	常勤	A勤務	8時30分～17時30分
		B勤務	10時00分～19時00分
	非常勤	C勤務	19時00分～22時00分
休憩時間		休憩時間	1時間

(休日)

第6条 休日は次のとおりとする。

- 1 年末年始 12月29日～1月4日
- 2 毎月第4火曜日(施設休館日)を含む、日曜日から土曜日において週休日を設ける。

(その他)

第7条 遅刻、早退の時、外出の時は前もって申し出ること。

(賃金)

第8条 職員の賃金は、時間単位支払いとし、次月5日支払いとする。時給額(別表1)は、クラブの総会で決定される。C勤務及び臨時職員は、時間給支払いとする。

(時間外)

第9条 業務上必要のあるときは、時間外の勤務を認め、超過勤務時間給(別表1)の支払いとする。

(通勤手当・出張旅費)

第10条 町内・町外にかかわらず、自宅から1km当たり30円(往復)とする。

町内出張は支給なし、町外への出張は、自宅から1km当たり30円(往復)とする。

県外出張は、公共交通機関利用で経済的な方法(別表2)による支払いとし、宿泊を必要とする場合は、宿泊費も支給する。

(契約)

第11条 契約期間は、4月1日から3月31日の1年間とし、次年度採用の場合には、運営委員会承認の上、更新契約となる。年度中の採用の場合も契約期間は同じとする。

(解雇)

第12条 契約期間中に、次の各号に該当する場合は、運営委員会の決議により解雇とする。

(1) 精神または肉体の著しい障害により到底継続して勤務に耐えられないとき。

(2) 業務の縮小、事業の撤退等その他業務の運営上やむを得ない理由のあるとき。

(3) 勤務成績または作業能率が著しく不良で、今後改善の見込みがないと認めるとき。

(4) その他前各号に準じるやむを得ない事情があるとき。

(5) 服務規律の原則を遵守できないと運営委員会で判断されたとき。

(業務上災害補償)

第13条 すべて職員は、スポーツ安全保険、労災保険に加入しなければならない。

業務上の負傷、疾病または死亡した場合には、上記保険補償範囲のみ保障される。

(附則)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## K-Friends (勝浦町総合型地域スポーツクラブ) 運営基準

### 別表 1

#### 職員勤務時間

項目	勤務期間	休憩	休日	備考
A 勤務	8 時 30 分 ~ 17 時 30 分	1 時間	月ごとの休日数に応じる	
B 勤務	10 時 ~ 19 時	1 時間		
C 勤務	19 時 ~ 22 時			

#### 職員の給料

対象	金額	社会保険	雇用保険	超過勤務	備考
クラブマネジャー	時給 750 円			時間当たり 750 円	1 日上限 ( 9300 円 ) 30 分単位
アシスタントマネジャー	時給 750 円				1 日上限 ( 7400 円 ) 30 分単位
臨時職員 ( C 勤務 )	時給 800 円			時間当たり 800 円	
臨時職員 ( C 勤務以外の時間及びパート )	時給 700 円			時間当たり 700 円	

職員のスポーツ安全保険は、クラブ負担とする。

#### 謝金基準及びスポーツ安全保険

対象	内容	金額	スポーツ安全保険	備考
運営委員	運営委員会出席	1 回 500 円	クラブ負担	総会出席は、除く。 ( 1 日上限 4000 円 30 分単位 ) 交通費支給なし。
	イベント等の運営	1 時間 800 円		
各種講師	町内	1 回 1,000 円	クラブ負担	その他の講師謝金については、t o t o 補助金規定に従い、期間内は、上限を t o t o 支給上限とする。
	町外	1 回 4,000 円		
	特別講師	必要に応じて		

別表 2

旅費基準

対象	内容	金額		備考
クラブマネジャー	通勤	1 kmあたり 30 円 (往復)		町内の住居に限る
アシスタントマネジャー		1 kmあたり 30 円 (往復)		町内の住居に限る
臨時職員 (C 勤務)		1 kmあたり 30 円 (往復)		町内の住居に限る
臨時職員 (パート)				
職員及び運営委員等	出張	町内		
		町外	公共交通機関利用で経済的な方法	
		県外	公共交通機関利用で経済的な方法	宿泊費を伴う場合は、宿泊費 (素泊まり 1 万円上限) も支給する。
各種講師	教室	町内	公共交通機関利用で経済的な方法	
		町外		
		県外		宿泊費を伴う場合は、宿泊費 (素泊まり 1 万円上限) も支給する。

交通費実費支給が困難な場合は旅費雑費として、定額 (1 日 500 円) 支給する。